



農林水産・商工業の設備投資をサポートします！

★下記計画の認定を受けると・・・

新規取得設備の固定資産税（償却資産）が取得から**3年間ゼロ**になります！

（※計画認定後に設備を取得することが必須です！）



町では、国が制定した「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業の労働生産性の向上を加速化させるため、投資を最大限促進する方向で、固定資産税の特例率をゼロとします。

1 趣旨・概要

国では、「生産性向上特別措置法」を制定し、今後3年間で集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を、新たな固定資産税の特例などにより支援することとしました。

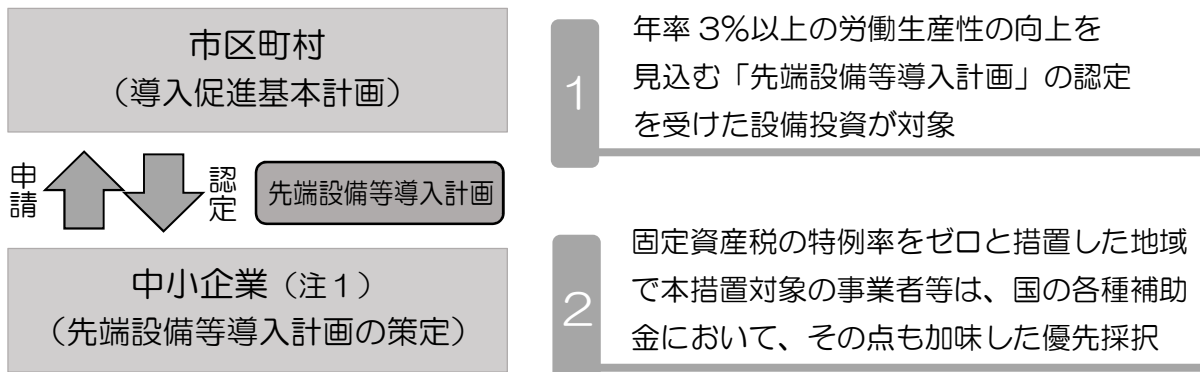
中小企業の労働生産性向上を実現するという臨時特措法の目的は、八雲町の中小企業支援策と合致するものであることから、町では、特例率をゼロとし中小企業所有の老朽化が進む設備から生産性の高い設備への更新を後押しします。

なお、対象業種については、商工業だけでなく八雲町の基幹産業である1次産業（農林水産業）も含む中小企業基本法で定める中小企業（注1）とします。

2 課税特例の概要

- 中小企業が行う生産性向上の設備投資に係る固定資産税（償却資産）の課税標準を3年間、ゼロにします。
- 特例を受けるためには、町の導入促進基本計画に則した「先端設備等導入計画」を作成し、この計画が町に認定され、かつ、認定後に取得した設備であることが条件となります。
- さらに、この計画の認定を受けた企業は、国の各種補助事業（注2）の審査の際に、加点の対象となります。

特例制度のポイント！



3 固定資産税の特例制度に係る対象設備

商品の生産もしくは販売または役務の提供に供する設備であって、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

【減価償却資産の種類（最低取得価額／販売開始時期）】

- ・機械装置（160万円以上／10年以内）
- ・測定工具および検査工具（30万円以上／5年以内）
- ・器具備品（30万円以上／6年以内）
- ・建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）（60万円以上／14年以内）

4 計画認定に係る申請書類

- ・申請には、次の書類が必要となります。
 - ① 申請書および先端設備等導入計画
 - ② 経営革新等支援機関の確認書（商工会や銀行等から取得）
 - ③ 工業会等の証明書（工業会等から取得、事後提出可）
 - ④ 先端設備等に係る誓約書（③を事後提出する場合のみ）
- ・申請される方は、申請書類を中小企業庁ホームページまたは町ホームページからダウンロード、もしくは、下記の問い合わせ先へご連絡いただき書類を入手のうえ必要事項を記載して八雲町役場商工観光労政課に提出ください。

注1：中小企業者の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他 (農林水産業も含む)	資本金の額、出資の総額が3億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
卸売業	資本金の額、出資の総額が1億円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人
小売業	資本金の額、出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が50人以下の会社および個人
サービス業	資本金の額、出資の総額が5千万円以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社および個人

※上記にあげた中小企業の定義は「原則」であり、固定資産税特例については、資本金の上限は1億円以下かつ従業員数1,000人以下となります。

注2：国の各種補助事業（①～④）

- ① ものづくり・サービス補助金
- ② 持続化補助金
- ③ サポイン補助金
- ④ IT導入補助金

※各補助金の公募時期等の詳細情報や問い合わせ先などについては、各補助金のホームページ等をご覧ください。

※現在募集が終了している補助事業もあります。（追加募集の可能性がありますのでご注意ください）

◇問い合わせ先

- ・八雲町役場商工観光労政課 0137-62-2116
- ・八雲商工会 0137-63-2525